

平成21年度事業計画

1 多文化共生の視点に立った地域国際化の支援

わが国に居住する外国人が増加し、言語、文化、生活習慣が異なる住民に対する支援等は自治体にとって喫緊の課題となっており、最近の経済状況の悪化から、対応すべき課題も質量ともに重くなっている。また、異なる多様な文化を背景にもつ住民がそれぞれ尊重されうまく共生していくことは、特定の団体に限られない政策テーマとなっており、関係する行政の分野も広がっている。

このような状況を踏まえ、多文化共生への取り組みを体制、事業内容の両面にわたり強化する。

○多文化共生促進事業

多文化共生に取り組む自治体の政策立案等を総合的に支援するため、新たに、多文化共生ポータルサイトの構築に着手し、多文化共生に関する国の施策や地域の取組等に関する情報を集約して一元的に提供することで、国における担当窓口が分散していること等に伴う自治体の困難を緩和する。

併せて、多文化共生分野も新たに対象分野に加える市民国際プラザによるNPO等に関わる情報収集発信の機能も活用しながら、効果的に情報提供を行っていく。

また、平成20年度に作成した「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」の実際の防災訓練における活用とその結果の検証、平成19年度よりウェブ上で提供している、定住外国人や長期滞在者向け行政情報・生活情報を集約した「オリエンテーションガイドブック」の自治体窓口等配布用の冊子作成・提供、同じく平成19年度に開発した「外国人住民相談相互支援システム」についてシステムの利用に係る評価（平成20年度実施）の結果を踏まえた機能・マニュアルの修正、システムの利用促進等を引き続き着実に進める。

平成18年度から全国市町村国際文化研修所（JIAM）と共同で実施している多文化共生に関する研修について、マネージャーコースの修了者に対するスキルアップ研修コースを追加して引き続き実施する。各自治体等が実施する研修会や講演会に対しても講師派遣などの支援を行う。

○自治体等が行う地域の国際化に資する事業に対する財政的支援

多文化共生等地域の国際化に資する事業のうち、自治体、地域国際化協会等が行う特に重要性、必要性及び緊急性の高い事業に対し助成を行う地域国際化施策支援特別対策事業及び地域国際化協会等の先導的な事業への助成を行う地域国際化協会等先導的施策支援事業を引き続き実施する。平成21年度分については、多文化共生事業について重点的に助成を行う。

○自治体職員協力交流事業の多文化共生分野での活用

自治体職員協力交流事業において平成20年度に開始した、ブラジル自治体連盟との連携に

よる同国からの受入れ等、双方向の協力スキームを、在住外国人に対する母国の文化・言語の教育、地域における相互理解などの多文化共生の推進の面で活用していく。

○地域国際化協会活動支援事業

多文化共生施策の担い手の有力な一員でもある地域国際化協会の全国組織「地域国際化協会連絡協議会」の事務局として、引き続き各種会議の開催やウェブページを通じた情報共有を行い協会間の連携、ネットワーク化に貢献する。

2 海外事務所の活動の充実

多様化する自治体のニーズに応え、自治体共同の海外拠点としての機能をより効果的に担うことで、対外的なプレーヤーとしても重要な役割を担っている自治体の海外活動等の支援を行う。そのため、各担当地域の自治体・関係機関等との連携強化、職員の執務能力の向上を図りつつ、以下の取組みを行う。

○海外活動支援

地方自治関係者が海外で行う調査や用務訪問、プロモーション等の活動に対し、事前の相談・調整、職員の同行等の活動支援を行う。自治体のニーズの多様化に対応できるよう、新規のネットワークの開拓、活動実績のストックとしての活用等の対応力の強化を図る。特に、近年アジア地域を中心としてニーズの高まりを見せる経済的交流については、関係機関とも連携し相互補完を図りつつ、積極的に対応していく。

○自治体の経済的交流推進のための事業の展開

観光資源のPRや製品の輸出促進、投資の誘致等の経済的交流に対する自治体のニーズが高まっている現状を踏まえ、個別の活動支援の要請に応じていくほか、担当地域の実情に応じ、協会がセッティングし、国内自治体の参加により共同して行う事業について、従来より実施しているイベント等のブース出展、セミナー等による情報交流などに加え、新たな取り組みを展開する。

各分野の関係機関等との連携については、本部においても国内での調整等のサポートにあたり、海外事務所と一体となって取り組む。

○各種セミナー等の開催及び交流の促進

各担当地域の実情に応じた特色ある分野についての各種セミナー等を開催し、得られた成果については国内外の地方自治関係者が共有できるよう努める。

交流行事等を通じ、人的ネットワークの維持、強化に努め、個別の案件が円滑に進められるよう備えるほか、環境、災害対応など海外の自治体が注目する日本の自治体の実践例等について積極的に情報発信する場としての活用を図る。

○調査研究

自治体等の依頼に応じ、諸制度やその運用状況等に関する調査、情報収集を行う。また、各担当地域の地方自治制度や先進的或いは特色のある施策、地域活性化事例等に係る調査研究を主体的に進め、その成果をホームページや各種刊行物等により、広く地方自治関係者に提供する。

特に、国内自治体にとって関心の高い事項については、積極的に調査対象とし、情報の還元に努める。

○JET経験者との連携促進

JET経験者との継続的な交流を通じて、経験者相互の人的ネットワークの充実を図り、JETプログラムへの参加希望者、帰国者等に対するサポートや、日本理解の促進の担い手としての活動の活性化を促進する。

帰国後、日本の理解者として各国と日本の自治体等との架け橋の役割を担うJET経験者の活動への協力、支援を行う。

3 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の推進

JETプログラムの一層の活用を促進するため、事業内容の充実を図るとともに、本プログラムの意義・役割に対する自治体等の関係者の一層の理解を得られるよう、以下の取組みに特に重点を置くほか、管理費用の縮減等により、効率的な事業運営に努める。

○自治体にとってより使いやすい事業とするための取組み

自治体から強い要望がある中途退職者補充については、あっせん期間を12月まで延長したところであるが、今後とも、関係省とも協議のうえ改善に努める。

JET参加者に対する日本語講座の充実及び積極的な参加の促進を図るとともに、日本語能力に応じた弾力的な配置などの対応策を自治体とともに検討し、配置校及び児童生徒の実情に応じた配置ができるよう努める。

自治体における円滑な受入れに資するよう契約団体担当者向けのマニュアルを更新するとともに、新規契約団体等を対象としたセミナー、取りまとめ団体のカウンセリング体制充実のための研修会等により、自治体をサポートする。

○JET参加者にとって充実したプログラムとするための取組み

来日直後オリエンテーション及び中間研修により生活・職務に不可欠な情報・技術を提供するとともに、日本語講座（初級・中級・上級コース）により実用的な会話能力等を習得させる。また、上級者には翻訳通訳、言語教育に関する専門的能力を身につける機会を提供することで、プログラム参加の魅力を高める。

帰国予定者に対し、帰国後、JETプログラムの経験を活かし、日本との架け橋として活躍できるよう帰国前研修を充実するとともに、帰国後のJET経験者による対日理解促進・交流活動を積極的に支援する。

○普及広報活動事業

平成23年度からの小学校での英語必修化が現実的となったことから、JETプログラムの意義についての十分な理解を得るための国内広報を強化する。また、JETプログラムの広報ビデオの作成及びホームページでの広報用の動画配信を行うなど広報を充実する。

4 交流の推進

相互理解の基盤となる人的交流の促進とともに、地域の活性化に直接つながる経済的交流の強化に対する地方公共団体のニーズが一層高まっている現状に対応し、国内外の自治体や関係機関とのネットワークや情報など、これまでの蓄積を最大限活用し、積極的な役割を果たしていく。

また、交流を基盤とした海外自治体との政策対話などの双方の自治体にとってプラスとなる国際交流の新たな展開に対応した取組みを進める。

○人的交流事業

海外の自治体等とのネットワーク構築に重要な役割を果たし、海外事務所の活動を支えるキーパーソンとなる現地の自治体関係の幹部職員等を招へいし、地方自治の課題等について意見交換を行い、双方の地方自治の状況等について理解を深め合う等により、海外事務所と連携した交流の基盤づくりを引き続き着実に推進する。

○地域間国際交流推進事業

歴史的・地理的にも密接な関係にある中国及び韓国との相互理解と地方政府国際交流機関相互の協力関係を強化するために3カ国共同で実施している地方政府交流シンポジウムの中国長春市での開催に向け、国内自治体の積極的な参画と実りある成果を得られるよう、準備・調整を進める。

平成22年の日仏自治体交流会議第2回会議の日本での開催に向け、第1回会議の政策対話の成果を発展させ、深化させるよう両国の関係機関及び国内自治体との議論、調整を積み上げていく。

○姉妹交流等情報収集・発信事業

姉妹交流ライブラリー事業を行うとともに、海外事務所のネットワークを生かした姉妹交流の支援を行う。

姉妹交流の更なる活性化を図るため、創意と工夫に富んだ取組みを行っている団体を表彰し、広く全国に紹介する。

○自治体の行う国際交流事業に対する財政的支援

自治体・地域国際化協会が行う国際交流事業のうち、市民や地域の関係団体等との連携が他の範となるもの、独自性や新たな展開の見られる交流内容のもの、新たな姉妹交流等が期待されるものなどに対し、地域国際化施策支援特別対策事業による助成を行うことにより、厳しい財政状況の下、国際交流関係事業費の確保が困難な状況にある自治体・協会の活動を引き続き

支援する。

5 国際協力の促進

自治体の技術、ノウハウの蓄積を活かして、他の国や地域の発展に貢献するとともに、人材や情報の交流を通じて、自らの地域の発展にも資する自治体の国際協力活動について、自治体の理解を深め、積極的に支援していく。

国際協力を効果的に行うため特に有効であると思われる地域国際化協会や地域のNGOとの連携・協力を促進するとともに、参加団体の裾野を拡大するため、以下の取組みを進める。

○自治体職員協力交流事業（一部再掲）

海外の地方公共団体職員を日本の自治体が受け入れ、技術・ノウハウ等の研修と交流を行う協力交流事業を推進する。昨年度から実施している研修員報告書の翻訳等の負担軽減や、研修員の日本語学習の継続的なフォローアップなど、自治体が参加しやすい条件整備に努めるとともに、事業の積極的PRを通じて新規参入を促進していく。また、平成20年度から開始したブラジルからの受入れの枠組みが、在住ブラジル人の多い地域の自治体等で活用されるよう引き続き積極的にPRする。

○自治体国際協力専門家派遣事業

卓越した専門的技術や豊富なノウハウを持つ自治体職員を海外の自治体等に派遣し、技術指導や交流を通じた相互理解と関係の強化構築を図る。近年、海外側のニーズとして、消防や地域保健といった新たな分野も見られるなど多様化している状況を踏まえ、平成20年度より派遣対象を市町村職員にも拡大したところであるが、引き続き幅広く人材を発掘していく。

○NGO連携型国際協力活動推進事業（一部再掲）

国際協力活動における地方公共団体及び地域国際化協会とNGOとの連携を促進するため、市民国際プラザを拠点に情報収集・提供・相談対応を行うほか、毎年1地域を選定し「地域フォーラム」を開催する。また平成21年度は、市民国際プラザの事業対象を、従来の国際協力分野に加えて、新たに多文化共生分野まで拡大し、国際協力・多文化共生の両分野における情報発信拠点とするとともに、地方公共団体とNGOの連携の重要性をより積極的にPRしていく。

○自治体の行う国際協力事業に対する財政的支援

自治体及び地域国際化協会が行う先駆性、地域特性、住民への事業効果等において優れた国際協力事業に対し自治体国際協力促進事業（モデル事業）により助成を行う。また、特に優れた成果を残した事業については、パネルの各種イベントでの展示、事業報告会の開催等により、その成果を広く周知するなど、全国に向けて積極的な情報発信を行う。

6 地域の国際化に対応できる人材の育成

地域の国際化を推進する人材の育成の重要性に鑑み、地方公共団体等の多様なニーズに対応した以下のような特色ある研修機会を設ける。また、海外事務所や本部での実務経験や国際業務のための研修も自治体等の人材育成の有効な場であることも考慮し、職員の派遣の円滑化に資する適切な措置を講じる。

○国際交流短期研修（CLAIR国際塾）

地方公共団体等職員を対象に、語学研修及び海外の地方公共団体等の実情について実地に体験できる機会を提供する。平成20年度に新設した1カ月コース（アメリカ）について周知を図り、自己啓発のための参加を含め積極的に活用を促進する。

○地方公務員・地域国際化協会職員等海外派遣研修事業

自治体職員及び地域国際化協会職員を対象とする海外派遣研修を再編し、参加の機会を拡大するとともに、研修内容の一層の充実を図る。

○多文化共生に関する研修（一部再掲）

外国人住民に関わる諸制度や諸課題について理解を深め、多文化共生社会の進展に対応するための知識の習得、企画・立案・調整能力の向上を図るため、自治体、地域国際化協会職員等を対象とし、全国市町村国際文化研修所（JIAM）と共同で研修を実施する。また、上級のコースであるマネージャーコースの修了者に対し、多文化共生事業の担い手として、各地域での研修会等の講師や広域的災害の場合の応援などの場での活用を視野におき、スキルアップ研修を新たに実施する。

また、新たに、多文化共生に従事する自治体職員を対象に、多文化共生を巡る現在の状況についての情報共有と、自治体を越えた担当者間の連携強化を図るための多文化共生自治体交流セミナー（仮称）を実施する。

7 国内外の地方行財政に関する調査研究・情報収集及び提供

グローバル化が自治体の行財政運営にも影響を及ぼし、また地域における国際化が進展する中で、諸外国の制度・先進施策事例等に対する自治体のニーズはますます高まっている。一方、日本の自治体に関する情報を海外へ発信し、関心を高めることも、自治体の海外活動に際しても、また地方自治に関する国際協力・政策連携の面でも大きな意義を有している。

自治体の抱える課題・関心に即し、海外事務所、学識経験者、共同で事業を進めている政策研究院大学院大学等協会の幅広いネットワークを活用し、継続的な調査・研究活動を行い、その成果が広く自治体に還元されるよう次の取組みを行う。

○比較地方自治研究会の設置・運営

諸外国の地方自治制度及びその運用等について専門的かつ継続的な調査研究を行うため、比

較地方自治研究会において、海外専門調査、調査研究報告書の刊行、諸外国の地方自治関係法の翻訳等を行う。

○海外の地方自治情報の提供

海外事務所において、所管国の地方行政や地方自治制度の概要等について調査研究を行い、その成果を「クリア・レポート」、「海外の地方自治シリーズ」、「海外の諸情報シリーズ」等にとりまとめ、発行する。また、平成20年度から引き続き、我が国の地方自治制度を紹介する「日本の地方自治」（英語・仏語・中国語・韓国語版）の改訂作業を行う。

また、蓄積した豊富な情報のストックが有効に活用されるよう、検索等利用する際の利便性を高める。

○自治制度及び運用実態情報の海外への紹介に対する支援

諸外国に我が国の地方自治制度等を紹介する外国語による資料の作成や地方自治に関係する文献・資料の収集を、政策研究大学院大学と協力して運営している比較地方自治研究センターと共同・連携して実施し、5ヶ年の共同事業計画の最終年度として集大成を図る。作成、収集した資料等については、同センターと協力し、幅広く利用されるよう努める。